

2021 文子幼第 9893 号
令和 4 年 3 月 18 日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

オミクロン株に起因する新型コロナウイルス感染症への対応として東京都に適用されているまん延防止等重点措置については、3月21日をもって解除される見通しですが、区内の保育園における感染者の発生は続いており、日々多数の園が臨時休園となっております。

幼児保育課では、引き続き、保健所が実施する新型コロナウイルス感染症対応に従事する人員を確保し、濃厚接触者の早期特定を進め、休園期間を短縮できるよう努めてまいります。園における感染者の発生自体が大きくは減少していないことから、下記の通り、令和4年4月についても、「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割還付を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 保育園の運営について

- ◎ 保育園等の運営は、原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、4月30日までを「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、5月以降の対応については感染状況等を踏まえて判断することとしており、4月中に改めてお知らせする予定です。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。

2 在園要件の取り扱いについて

【入園時に育児休業中の方の職場復帰について】

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を目的として、家庭で保育をする場合は、育児休業からの職場復帰期限を、令和4年5月末日までに延長いたします。職場復帰を延長される場合は、慣れ保育及び職場復帰日について園とご調整ください。

なお、お勤め先の都合により期間内の復職が困難な場合等については、個別に対応いたしますので、必要な方は幼児保育課入園相談係までご相談ください。

【求職活動要件で入園された方及び離職・失業等の就労開始期限について】

- 入園した月から原則3か月以内の就労をお願いいたしますが、感染症の状況、社会情勢及び国・都の方針等により個別に判断いたしますので、必要な方は幼児保育課入園相談係までご相談ください。

また、就労要件で入園された方が、新型コロナウイルス感染症に関連して離職・失業等された場合の再就労の期限につきましても同様といたします（ただし、転園申請等の場合は、求職活動要件での選考となります）。

【家庭保育の協力要請期間中の休園について】

- 家庭保育の協力要請期間中に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、「休園届」の提出を不要とし、その期間中については、2か月の休園期間上限は適用いたしません。期間内のみ休園する場合は園に直接ご連絡ください。幼児保育課への連絡は不要です。

3 区が実施する感染症対応について

【感染症対策】

- 文京区では一律にお子さんがマスクを着用することは求めていませんが、マスクは感染拡大防止に有効な手段でもあることから、お子さんが無理なくマスクを着用できる場合は、マスクの着用を奨めることがあります。これは、マスクの着用を強制するものではありませんので、マスクの着用がなければお子さんをお預かりしない等の不利益が生じることはございません。また、各ご家庭でマスクの着用を希望される場合であっても、園での活動内容によって、また園児の健康観察のためにマスクを外すことがありますのであらかじめご了承ください。
- 保育園職員の手指消毒や黙食の徹底、施設内の定期的な換気等の基本的な感染症対策を引き続き実施します。

【園で感染者が発生した際の対応】

- 保育園では朝や夕方の保育、合同保育など、クラスを超えて保育が行われる機会が

あるため、感染者が発生した際は、原則、全部休園をして、保健所による施設調査を実施しておりますが、クラス保育以外の保育実績がないなど、他のお子さんとの接触が限定的なことが明らかな場合は、クラスやフロアの休園とします。なお、複数のクラスで感染者が発生している場合は、個々のケースにおける接触が限定的であったとしても全部休園とします。

- 保健所による施設調査及び濃厚接触者の特定が終了した後に、濃厚接触者以外のお子さんを対象として幼児保育課で実施している任意のPCR検査（スワブ（綿棒）を使った鼻咽頭をぬぐう検査）については、医療機関の受入れ調整がこれまでのようにはできなくなっている状況です。そのため、当面は、保健所が検査を受けることを勧奨する接触者（濃厚接触者ではないが一定時間の接触があった方）等を優先して実施することとし、希望者全員を対象とした検査は休止しております。

※感染症対策と社会経済活動の両立が求められている今日において、保育園は社会機能を維持するために欠かせない施設です。感染者が発生した際の初動対応を迅速に行い、休園期間を最小限に留めるためにも、お子さんに風邪症状がある場合やお子さんが検査を受ける場合などは、園までお知らせくださいますようお願いいたします。

【コロナ禍における園運営】

- 園職員が感染していなくても、濃厚接触者に特定される、家族の体調不良のため出勤を自重するなどにより、職員体制を十分に整えることができない状況の報告が増えてきています。保育を継続するために、合同保育の実施、開所時間の短縮、一時預かり事業の休止等の措置を取る場合もございます。
- 調理に従事する職員が感染した場合等は、給食の献立変更や給食に代えて弁当持参とする場合もございます。
- 大人数で実施する行事や、密を避けられない環境下で実施する行事は延期または休止とする場合がございます。

4 その他

- ◎ 今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。
- ◎ ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前8時30分から午後5時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター 保健サービスセンター本郷支所	03-5803-1807 03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

5 お問い合わせ

- ◎ 区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎ 私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）